

農業緊急資金貸付のご案内 (貸付限度額3,000万円)

●資金の目的

令和5年12月の突風、および令和6年能登半島地震により、大規模な被害を受けられた農業者の皆様の農業経営の維持回復を図るため、経営再建のために必要な資金（肥料・農薬等の購入費、農業用施設等の購入・修繕費等）に対し、貸付を行います。

●借入者の資格、貸付条件

令和5年12月22日の突風、および令和6年能登半島地震により、500万円を超える被害を受け、次に掲げる要件のいずれかを満たす農業者等（農業協同組合の長または市町長の被災証明が必要です。）

資金用途 ^{*1}		貸付限度額	貸付金利	償還期間
農業用施設等に被害を受けた農業者等	農業用施設等の購入・設置・修繕・撤去費	3,000万円 (損失額以下)	当初5年間 無利子 (1.85% ^{*2})	10年以内 (うち据置 2年以内)
減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、損失額が平年農業総収入額の10%以上である農業者等	種苗・肥料・農薬等の購入費			

※1 借入申込後に購入や撤去等を行うものが対象です。ハウスの撤去と再整備等、資金用途の異なる場合は、農業経営支援資金（災害資金）と併用することができます。

※2 令和6年2月20日時点の金利です。貸付当初5年間は県の利子補給により無利子、6年目以降は有利子となります。

●保証料

福井県農業信用基金協会の保証を受ける場合^{*3}には、県が保証料を全額負担することにより、借入者の保証料負担はありません。

※ 条件変更等により保証料の追加が発生した場合、追加分については借入者の負担となります。

●申請窓口機関

福井県農業協同組合

●受付期間

令和6年2月26日（月）～

●お問い合わせは、お近くの被災農家相談窓口（申請窓口機関、各県農林総合事務所 農業経営支援部、県嶺南振興局 農業経営支援部・二州農林部）へ